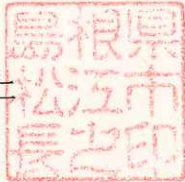


松江市告示第 80 号

松江市市税等口座振替取扱要綱（平成 17 年松江市告示第 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 17 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(対象種目) 第2条 口座振替により納付できる市税等は、次に掲げるものとする。 (1) 市税(個人の市県民森林税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税種別割) (2)～(13) 略	(対象種目) 第2条 口座振替により納付できる市税等は、次に掲げるものとする。 (1) 市税(個人の市県民税____、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税種別割) (2)～(13) 略

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。